

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (08/2月号) (第41号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

マクドナルド訴訟判決から読む管理監督者とは

「日本マクドナルドの店長は管理職に当たらない。」として、2008年1月28日、東京地方裁判所が、残業代等約750万円を支払うことを命じる判決を出し、マスコミでも話題になりました。

労働基準法41条2号により、「監督もしくは管理の地位にある者（管理監督者）」については、労働時間や休憩、残業手当等につき、同法の規制の対象外になり、残業代を支払う必要がない、とされています。そこで、マクドナルドの店長が同法が定める管理監督者にあたるのかが、争点となっていました。

『管理監督者』といえるかどうかは・・・

①	労務管理などで経営側と一体の立場にあるか
②	労働基準法所定の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されても、やむを得ないものといえるような重要な職務と権限を付与されているか
③	労働時間等に関する法の適用を除外されても保護に欠けるところがないといえる程度に、賃金等の待遇やその勤務態様において、他の一般労働者に比べて優遇措置が取られているかどうか

などの基準によって判断されます。労働実務に携わる者として、この類の判決は既にファミリーレストランの店長が管理監督者に該当するか否かという同じような訴訟で会社が敗訴していることから、特に驚きも感じませんでした。これまでも銀行の支店長代理や、営業課長、事業部長について管理監督者性が否定される判例があるからです。一方、病院の人事財務課長が管理監督者であると認められた判例もあります。

要するに、**名称にこだわらず権限の内容や勤務の実態に応じて判断**されるということなのです。

労基法41条2号に規定する管理監督者は中小企業にとってはハードルが高いもので、その大多数は該当しないものと思われます。中小企業においては、役員ですら上記の項目を満たすかと言えば代表取締役を除き??です。マクドナルドは控訴することですが、控訴審、更には上告審でも敗訴すると予想されます。この判決を受けて、企業の対応としては、ライン職長の給与の見直しを余儀なくされる可能性が出てきました。役職手当と時間外勤務のバランスの検討、固定残業制導入の可能性の是非等々、まずは上記③の見直しが優先されるでしょう。

市外局番が変更されます

時期（3月1日）が近づきましたので再度ご案内させていただきます。市外局番が現在の4桁から3桁の「083」に統一されます。市内局番は現在の2桁の番号の前に、現在の市外局番の4桁目の数字をおき3桁の番号に変わります。4桁の加入者番号についての変更はありません。当事務所においても、電話番号、fax番号が変わりました。（上段、下段にそれぞれ表示しております）

地域	現在		変更後
旧下関市・旧菊川町	0832-xx-oooo	➡	083-2xx-oooo
旧豊田町・旧豊浦町・旧豊北町	0837-xx-oooo		083-7xx-oooo

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号245-7166 不要 貴社名 _____